

多賀城市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年11月30日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の種類
定期監査

2 監査実施対象及び期日等

| 対象 | 所管 | 監査実施日 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 多賀城駅南口駅前広場駐車場使用料 | 道路公園課 | 10月16日(月) |
| 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料 | 都市計画課 | 10月23日(月) |
| 市民活動サポートセンター使用料 | 地域コミュニティ課 | 10月31日(火) |

3 監査の範囲及び方法

平成29年度(監査実施時点まで)に係る使用料の収入事務が法令、多賀城市会計規則、委託契約内容等に基づいて適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果
別紙のとおり

平成29年10月実施 定期監査（収入事務監査）結果

監査の結果を全般的に見ると、歳入調定決議の方法について改善を要するものが見られた。また、多賀城市会計規則に規定されている収入事務が行われていないものも多数見られた。今後はこれらの点に留意の上、適正な収入事務の執行に努めて頂きたい。

| | |
|-----------|--|
| 対 象 課 | 都市計画課 |
| 監 査 の 範 囲 | 平成29年度市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料 |
| 実 施 日 | 平成29年10月23日（月） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | <p>(1) 公金払込の方法について 使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、受託者が収納金を金融機関に払込する際に、市が発行した納入通知書を用いて払込を行っていた。多賀城市会計規則第34条第2項によると、払込は公金払込書を用いることとなっている。同規定に沿って適切な方法により払込をして頂きたい。</p> <p>(2) 歳入調定について 使用料の歳入調定が年度当初に年額分の金額で行われている。使用料の額については、多賀城市長が月額を決定しているものであり、年額を決定しているものではないため、年額分の使用料を年度当初に一括して歳入調定を行うことは適切ではない。歳入調定の金額及び時期について、改善を図らねたい。</p> |
| 3 指導事項 | なし |

平成29年10月実施 定期監査（収入事務監査）結果

| | |
|-----------|---|
| 対 象 課 | 道路公園課 |
| 監 査 の 範 囲 | 平成29年度多賀城駅南口広場駐車場使用料 |
| 実 施 日 | 平成29年10月16日（月） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | <p>(1) 公金払込の方法について</p> <p>使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、受託者が収納金を金融機関に払込する際に、市が発行した納入通知書を用いて行っていた。多賀城市会計規則第34条第2項によると、払込の際には公金払込書を用いることとなっている。同規定に定められた方法に従い、適切に払込をして頂きたい。</p> <p>(2) 収納事務の委託に関する契約事務について</p> <p>収納事務の委託契約について、契約締結に係る決裁区分を建設部長決裁としている。多賀城市会計規則第33条第2項では、市長の決裁を受けなければならないと規定されていることから、同規定に基づいて適切に契約事務を執行して頂きたい。</p> |
| 3 指導事項 | <p>・ 収納事務の委託に係る公表について</p> <p>使用料の収納事務が私人へ委託されていることについて、多賀城市会計規則第33条第2項に規定されている「市の広報誌等による公表」が行われていない。同規定に基づき適切に公表を行って頂きたい。</p> |

平成29年10月実施 定期監査（収入事務監査）結果

| | |
|-----------|--|
| 対 象 課 | 地域コミュニティ課 |
| 監 査 の 範 囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度市民活動サポートセンター使用料 ・平成29年度市民活動サポートセンター電気等使用者実費徴収金 |
| 実 施 日 | 平成29年10月31日（火） |
| 1 特別指摘事項 | なし |
| 2 指摘事項 | <p>(1) 歳入調定の時期について 使用料の公金払込に対して歳入調定が遅延して行われているため、収入金額が調定金額を上回っている状況が常態化している。歳入調定の時期について改善を図って頂きたい。</p> <p>(2) 歳入調定変更の時期について 使用料の還付を行った際に、これに伴う歳入の減額調定が遅延して行われている。多賀城市会計規則第13条によると、過誤等の事由により調定の変更等の必要があるときは直ちに歳入調定決議票により調定の変更をしなければならないとされている。同規定に基づき、還付事由が発生した場合には直ちに歳入の減額調定をして頂きたい。</p> <p>(3) 公金の払込について 電気等使用者実費徴収金の払込については、1か月分をまとめて月1回行われている。多賀城市会計規則第18条第1項によると、特別の事情がある場合をのぞくほか、直接収納した現金を当日または翌日に払い込むことになっている。同規定に沿って、適切な時期に払込をして頂きたい。</p> |
| 3 指導事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・収納事務の委託に係る公表について 使用料の収納事務が私人へ委託されていることについて、多賀城市会計規則第33条第2項に規定されている「市の広報誌等による公表」が行われていない。同規定に基づき適切に公表を行って頂きたい。 |